

地域支援事業

●地域支援

地域の障がい児支援に携わる支援者の技能の向上を目的に、市内の障がい児通所事業所、保育所(園)の保育士や教諭などを対象とした研修会や、家族同士の交流支援、家族が子どもの障がいの対応について学ぶ講座を開催しています。

●家族支援

お子さんの発達に心配や不安がある未就学児のご家族からの相談を受け付け、助言や関係機関の紹介を行います。

- ・公認心理師または臨床心理士による発達に関する相談
- ・言語聴覚士による幼児の言葉の発達、発音や吃音に関する相談

*予約が必要です 児童発達支援センター ☎45-1131

●学校支援

作業療法士などが小学校などに訪問し、教員と一緒に学習面や生活面に不安を抱えている児童生徒への支援を考えます。

また、保育所(園)などの保育士や教諭、市内小中学校、義務教育学校の教員からの発達支援に関する相談を受け付けます。

子どもの発達・
子育て相談について
詳しくはこちら



ホームページ

児童発達支援センターのサポート体制

専門的な知見や経験を持つスタッフが障がい児福祉サービスを担っています。

児童発達支援管理責任者、嘱託医(非常勤)、
支援員(看護師、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、公認心理師、保育士)保健師など



～保護者からの声～

子どもがスタッフのことが好きで、毎回喜んで通っています。できて当たり前と思いがちのことでも、児童発達支援センターではすごく褒めてもらえます。子どもができないことでも叱ったり注意したりせずに褒めることの大切さを教えてもらっています。



親子で通所しています。支援の様子を客観的に見ることで、子どもができること、苦手なこと、分からなかったことなどに気づくことができました。また、スタッフの子どもとの関わり方を家庭でも意識するようになりました。親の学びになっています。



児童発達支援センターは専門職のスタッフが多いです。また、着席でやりとりする時間も長く、充実した支援が受けられていると感じています。現在、子どもが話せる言葉は単語が主ですが、簡単な二語文が言えるようになってきており、成長を感じています。



～スタッフからのメッセージ～

児童発達支援
管理責任者
松井 絵理子さん



「言葉がゆっくり」「落ち着きがない」「お友達との関わりが苦手かも」など、お子さんの発達について気になることはありませんか。子育てがうまくいかないと感じることも、育て方やしつけではなく、お子さんの発達特性が関係しているときがあります。
三条市児童発達支援センターでは、障がいのあるお子さんや発達に心配のあるお子さんとそのご家族を対象に、一人一人に寄り添った支援を行います。「ちょっと気になる」と思ったら一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

三条市児童発達支援センター

☎45-1122 (新堀1311番地)

開所時間

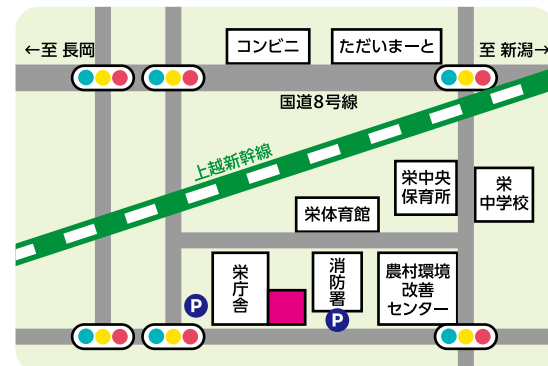
月～金曜日(祝日と年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時

サービス提供時間

月～金曜日(祝日と年末年始を除く)
午前9時～午後4時45分



Instagram



特集 2

三条市児童発達支援センター開設

子育て支援課

☎45-1131

特別な支援が必要なお子さんに対し、個々の発達特性に応じた専門的な療育支援や、相談支援の一層の充実が求められています。市では、発達の遅れがある、または、障がいがあるお子さんのご家族が、安心して地域で子育てできるように、一人一人のお子さんの育ちとご家族を支援する児童福祉施設「三条市児童発達支援センター」を4月に開設しました。

「三条市児童発達支援センター」は、障がい児福祉サービスをはじめ、お子さんの発達に心配や不安があるご家族が専門的な助言や指導を受けられる地域の中核機関として、子どもの健全な発達を支えています。

三条市児童発達支援センターの主な事業

障がいの種類や程度、家庭の状況などに応じて、さまざまなサービスを提供するほか、地域支援や家庭支援など広く市民が参加できる事業を行います。

障がい児福祉サービス

●児童発達支援

心身の発達に遅れや障がいがある未就学児童を対象に、日常生活における基本的動作の習得や、集団生活への適応訓練などの「児童発達支援」を行います。障がいがあるお子さんが発達支援センターに通いながら支援を受ける「通所」支援では、お子さんのみが通所する「単独通所」と、保護者とお子さんが一緒に通い療育支援を受ける「親子通所」があります。

「単独通所」は、センターの職員が保育所(園)にお子さんをお迎えに行き、集団や個別での支援終了後に保育所(園)に送り届けます。「親子通所」では、個別に支援を受けます。



集団支援

●保育所等訪問支援

児童発達支援センターの支援員が、保育所(園)、小学校などの集団生活に訪問し、お子さんが集団活動に適應できるよう支援します。



個別支援

●障がい児相談支援

児童発達支援センターを利用されるときに、保護者と面談し、利用計画を作成します。



単独通所の送迎の様子

ご利用の流れ

障がい児福祉サービスを利用するには申請が必要です。事前に窓口などに相談ください。

- ・市の専門相談
- ・市の5歳児健診二次健診
- ・児童発達支援センターに相談
- ・県の専門医による療育相談
- ・専門医療機関からの紹介

三条市に申請書等提出
子どもの状態を確認後、受給者証を発行

児童発達支援センターの利用開始